

第202300236196号

令和5年12月26日

各任命権者様

鳥取県人事委員会委員長  
(公印省略)

令和5年改正条例附則第2項等の「人事委員会が定める者」について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第52号）附則第2項、職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和5年鳥取県人事委員会規則第45号）附則第2項、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（令和5年鳥取県人事委員会規則第46号）附則第2項、初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和5年鳥取県人事委員会規則第47号）附則第2項及び期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和5年鳥取県人事委員会規則第48号）附則第2項の「人事委員会が定める者」について、下記のとおり定めたので、これによってください。

(担当) 給与課 小谷 電話0857-26-7555

## 記

### 第1 用語の定義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 改正条例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第52号）
- (2) 給与条例職員 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）給与条例第1条の2に規定する職員
- (3) 給与条例会計年度任用職員 給与条例第1条の2に規定する会計年度任用職員
- (4) 企業職員 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）又は病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の適用を受ける職員
- (5) 任期付研究員 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）第6条の規定の適用を受ける職員
- (6) 特定任期付職員 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）7条の規定の適用を受ける職員
- (7) 特別職の職員 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）第2条又は第4条の規定の適用を受ける職員

### 第2 改正条例附則第2項関係

この項の「人事委員会が定める者」は、令和5年4月1日から改正条例の施行日の前日までの期間に給与条例職員又は給与条例会計年度任用職員であった者のうち、当該期間内に引き続き次に掲げる者となったものをいう。

- (1) 国家公務員及び他の地方公共団体の職員（人事交流によるものに限る。）
- (2) 企業職員

### 第3 職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和5年鳥取県人事委員会規則第45号）附則第2項関係

この項の「人事委員会が定める者」は、令和5年4月1日から改正条例の施行日の前日までの期間に給与条例会計年度任用職員（給与条例第16条の14第1号の規定の適用を受ける職員であった者に限る。）であった者のうち、当該期間内に引き続き次に掲げる者となったものをいう。

- (1) 給与条例職員
- (2) 給与条例会計年度任用職員（給与条例第16条の14第2号の規定の適用を受ける職員に限る。）
- (3) 国家公務員及び他の地方公共団体の職員（人事交流によるものに限る。）
- (4) 企業職員
- (5) 任期付研究員
- (6) 特定任期付職員
- (7) 特別職の職員

### 第4 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（令和5年鳥取県人事委員会規則第46号）附則第2項、初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和5年鳥取県人事委員会規則第47号）附則第2項及び期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和5年鳥取県人事委員会規則第48号）附則第2項関係

これらの項の「人事委員会が定める者」は、令和5年4月1日から改正条例の施行日の前日までの期間に給与条例職員であった者のうち、当該期間内に引き続き次に掲げる者となったものをいう。

- (1) 給与条例会計年度任用職員
- (2) 国家公務員及び他の地方公共団体の職員（人事交流によるものに限る。）
- (3) 企業職員
- (4) 任期付研究員
- (5) 特定任期付職員
- (6) 特別職の職員